

# 「障害者雇用促進企業等に対する優遇制度」の 登録申請に関する説明書

佐賀県では、障害者の雇用促進等のため、物品等の調達において

○障害者を多数雇用している事業者（促進企業）

○障害者就労施設から積極的に物品等を調達している事業者（支援企業）  
を優遇する制度に取り組んでいます。

登録を希望される方は、申請書を提出してください。

## ◎障害者雇用促進企業（促進企業）とは

次のすべてに当てはまる事業者をいいます。

○佐賀県内の本店、支店等における障害者雇用率が2.5%以上（R6.4.1~）であること。

○物品調達又は庁舎等の維持管理業務について、佐賀県の物品等の競争入札参加資格を有すること。

○佐賀県内に本店又は支店等を有すること。

○中小企業者であること。（下記のとおりで業種ごとに定められた「資本額・出資総額」又は「常用従業員数」のいずれかを満たす事業者をいいます。）

業 種	資本額・出資総額	常用従業員数
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下

※障害者雇用率は、「障害者雇用促進企業登録申請書（様式第1号）」により計算してください。

なお、令和8年7月からは法定雇用率が2.7%に引き上げられます。

※ただし、障害者雇用優良中小事業主認定制度（もにす認定制度）認定事業主「（以下「もにす認定企業」という。）」の場合は、この限りではない。

## ◎障害者就労施設等支援企業（支援企業）とは

次のすべてに当てはまる事業者をいいます。

○佐賀県内に本店又は支店等を有すること。

○物品調達又は庁舎等の維持管理業務について、佐賀県の物品等の競争入札参加資格を有すること。

○※障害者就労施設等から、過去1年間に50万円以上の物品を購入したこと。

※ 障害者就労施設とは、障害者の自立等を目的として職業訓練等を行う福祉施設等で、具体的には下記のものを含みます。（「佐賀県の障害者就労施設等からの優先調達に関する要綱」第2条第4号）

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第28項に規定する地域活動支援センター又は同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

イ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設

ウ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第3号に規定する重度身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者又は同条第6号に規定する精神障害者であって同法第43条第1項に規定する労働者であるものを多数雇用する事業所として政令で定めるもの

エ 障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者

オ 障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体

## ◎優遇措置の内容

佐賀県が、随意契約において物品等を調達しようとする場合、

- ① 複数の事業者から見積書を提出していただく場合、促進企業又は支援企業を1名又は2名追加指名します。
- ② 1事業者からのみ見積書を提出していただく場合、促進企業又は支援企業を優先します。

## ◎名簿の公表

促進企業及び支援企業に登録された企業の名簿はホームページ等に公表します。

(公表するものは、商号・名称、代表者、事業所所在地、連絡先、業種に関する情報です。)

---

## ○申請書の受付期間

・更新申請 … 毎年7月1日から7月31日まで

(ただし、新規申請については随時受付しています)

もにす認定企業については、認定を取り消され、又は辞退しない限り、更新申請は不要です。(必要に応じて、状況の確認を行う場合があります。)

## ○申請方法及び問い合わせ先

申請書類は、障害者就労支援ホームページに掲載しています。

(「佐賀県のホームページトップ」→「くらしと教育」→「介護・福祉」→「障害者福祉」)

- ・申請書類を、下記宛先に直接持参または郵送するか、下記アドレス宛メールに添付して送付してください。

【問い合わせ先】佐賀県障害福祉課就労支援室

〒840-8570 (県庁専用) 佐賀市城内一丁目1番59号

電話：0952-25-7389 (直通) FAX：0952-25-7302

[E-mail: shougai Fukushi@pref.saga.lg.jp](mailto:shougai Fukushi@pref.saga.lg.jp)

## ○登録期間

原則、更新申請した年の9月1日から翌年8月31日まで

(新規の場合：登録した日から8月31日まで)

## ※個人情報の取扱

- ・個人情報は、本審査の目的にのみ使用し、それ以外の目的には使用しません。
- ・個人情報の取扱いについては、佐賀県の個人情報保護の基本方針である「佐賀県プライバシーポリシー」に基づいて行います。